



『精神現象学』(1807)や『法哲学』(1820)等の著作で良く知られたドイツの哲学者ヘーゲル(G.W.F.Hegel 1770-1831)に、『ドイツ国制論』と通称される一群の草稿が存在する事を知る者は、専門的研究者を除けば、決して多くない。その草稿群の成立時期に関しては、筆跡の編年の変遷の統計的分析を基礎とする近年の研究によって、1799年初頭から1803年2月末にかけて断続的に書き續られたものであることが判明している。

所で、最終段階の清書稿が「ドイツは最早国家ではない」と云う有名な言葉で始まる、その草稿群で、ヘーゲルは、タキトゥスの『ゲルマニア』(97/98)に描かれた古ゲルマン社会に遡る一方で、特に三十年戦争(1618-1648)以後に焦点を絞りながら、ドイツの国制史を追跡し、その改革の為の試案を提出しようとした。斯様な企てのもつ意味は、如上の成立年代から既に予測される如く、ドイツを巡る当時の切迫した政治的情况を考慮に入れずしては、理解し得ない。然し、同時に、ドイツ独特の国家体制の成立史に対する知識無くしても其は理解し得ない。それ故、以下4回に分けて、広い意味での歴史的背景に配慮しながら、ヘーゲルが『ドイツ国制論』に於て追求したものが何であったのか、その輪郭を提示してみたい。

所で、当時のドイツ国制史を巡る最も基礎的な事実として多くの人に知られているのは、1806年8月6日ハプスブルク家のフランツ二世が(オーストリア皇帝の称号は保持した)神聖ローマ皇帝としては退位する旨を宣言した事を以って「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」(Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation)が崩壊した事実である。この事実は、その名称自体漸く1486年の「帝国ラント平和令」で初めて正式名称として使用された

に過ぎないとは云え、962年ローマに於てザクセン家のオットー一世が皇帝権を継承して以来、殆ど実質の意味を持ち得ないながらも辛うじて命脈を保ってきた「帝国」が、形式的な意味でも、従って完全に消滅した事を意味する。



然し、我々が注意しなければならないのは、そこで崩壊した「帝国」は厳密にはヘーゲルが『ドイツ国制論』で其の改革案を提示した帝国と一致しない、と云う点である。即ち、彼が改革を企図したのは、彼にとって当時猶も辛うじて実質的な意味を保持すると思われた帝国であって、既に殆ど完全に形式的な意味しか有し得なくなっていた「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」ではない。その間の事情をF・ハルトゥングは次の様に述べている。「オーストリアに領邦的基盤をもつハプスブルク帝国や、ブランデンブルク=プロイセン、ハノーファー=イングランドまたはザクセン=ポーランドなどは独立のヨーロッパの強国として、帝国の枠をはみ出て成長していったが、これら諸強国ではなく、とりわけ帝国の南部・西部に存在するような中小の聖俗諸侯国のみが、この時期〔1648年以後の時代〕における帝国国制発展の土台だったのである。この地域はそれゆえ一八世紀には無造作に「帝国」と呼ばれた」。 (邦訳『ドイツ国制史』217頁) 西南ドイツの小国ヴュルテンベルク出身のヘーゲルの帝国理解を規定していたのも斯様な事態であった。実際、彼は、『ドイツ国制論』で「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」乃至「神聖ローマ帝国」と云う表現を用いず、専ら「ドイツ帝国」のみを用い、更に、プロイセンとオーストリアを其処から排除しているのである。(但し、プロイセンは単なる外国とされるのに対し、オーストリアには、帝国改革に於ける重要な政治的役割が期待される。この点は後述。)

はやせ あきら (助教授・ドイツ哲学)